

水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成29年3月）」の一部改定について
【平成30年5月1日適用】

次頁以降に記載の内容について適用する。

掲 載 頁

第2章2節
間接工事費
2-3-1

水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成29年3月）」

表一④ 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	
		a	b	下記の率とする
一般管理費等率	20.29 %	-4.63586	51.34242	7.41 %

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、
 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (円)

本県の積算に適用する改定（平成30年5月1日適用）

表一④ 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	
		a	b	下記の率とする
一般管理費等率	22.72 %	-5.48972	59.4977	7.47 %

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、
 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (円)

コメント